

区の耐震化支援事業のご利用を

あなたの住まいは昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられたものではありませんか

区では、地震災害から区民の皆さんの生命や財産を守るため、主に昭和56年5月31日以前に建てられた建物を対象に、耐震化支援事業を進めています。地震に強い住まいにするために、区の補助制度をご活用ください。
【問合せ】地域整備課（本庁舎8階） ☎（5273）3829へ。



木造住宅の耐震化

対象

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅等

ステップ1 予備耐震診断（無料）

専門の技術者（建築士）が、建物の耐震性能を簡易診断します。詳細な耐震診断の必要性についてアドバイスするほか、耐震改修工事の方法などの技術的なご相談にも応じます。

ステップ2 「耐震診断・補強設計」への補助

予備耐震診断の結果、耐震補強が必要となり、詳細な耐震診断を実施して補強計画を作成する場合に補助します。補助を受ける場合は、区に登録した「耐震診断登録員」と契約し、耐震詳細診断と補強計画の作成を進めていただきます。
【補助限度額】15万円（消費税等を除く）

ステップ3 「耐震改修工事」「工事監理」への補助

★耐震改修工事

個人の場合、次のすべてを満たす方を対象に、工事費用の一部を補助します。法人・区分所有者の場合はほかに要件があります。
▶敷地が道路に接していて、建築物が道路に突出していない
▶世帯全員の所得金額(年額)の合計が800万円以内
▶補助申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない
【補助金額】下表のとおり（いずれも消費税等を除く）

区 分		住民税非課税世帯または重点地区内の建築物	障害者または65歳以上の高齢者の方がお住まいの建築物	その他の建築物
補助金額	耐震改修工事	補助対象工事費の4分の3 (上限300万円)	補助対象工事費の4分の2 (上限200万円)	補助対象工事費の4分の1 (上限100万円)
	簡易耐震改修工事	補助対象工事費の5分の3 (上限150万円)	補助対象工事費の5分の2 (上限100万円)	補助対象工事費の5分の1 (上限50万円)

※重点地区…木造住宅密集地域をはじめとする地震災害時の危険度などが高い地域。詳しくは、お問い合わせください。
※補助対象工事費…実際に耐震改修工事に要する費用または延べ面積（㎡）×32,600円で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強とは関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

★工事監理

区の耐震診断登録員が工事監理を行う場合、費用の一部を補助します。
【補助限度額】8万円（消費税等を除く）



非木造建物の耐震化

対象

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

★次のいずれかに該当していることが条件です。

- ▶延べ面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している建築物
- ▶特定建築物（病院・学校等の災害時に重要な機能を果たす施設、百貨店・飲食店・事務所等の災害時に多数の利用者に危険が及ぶおそれがある施設）
- ▶震災時等も応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ「緊急輸送道路」沿道の建築物（事務所や店舗なども対象）

耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断（無料）

専門の技術者（建築士）が建物を確認し、耐震診断や耐震改修工事の必要性などを調査し、アドバイスします（派遣は同一の建物に付き5回まで）。調査の結果、簡易診断の必要性が明らかになった建物に対し、簡易耐震診断を行います（構造図がない等の事情で診断できない場合あり）。

「耐震診断・補強設計」への補助

耐震診断・補強設計に掛かる費用の一部をそれぞれ補助します。区が指定した機関で耐震診断・補強設計の評定を受ける必要があります。また、面積当たりの上限単価があります。
【補助金額(いずれも消費税等を除く)】
▶耐震診断…耐震診断費用×3分の2（上限200万円）
▶補強設計…補強設計費用×3分の2（上限200万円）

「耐震改修工事」への補助

耐震診断・補強設計に基づき工事を行う場合、費用の一部を補助します。面積当たりの上限単価があります。
【補助金額】下表のとおり（いずれも消費税等を除く）

建築物の用途等	補助金額
住宅…延べ床面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している建築物	耐震改修工事費×23%×3分の2（上限4,000万円）
マンション…共同住宅のうち、延べ床面積1,000㎡以上かつ3階建て以上の建築物	耐震改修工事費×23%×3分の2（上限4,000万円）
特定建築物…敷地に接する道路の中心線までの敷地面積が500㎡以上の建築物	耐震改修工事費×23%×3分の2（上限1,000万円）
防災上特に重要な特定建築物…特定建築物のうち「災害時救急・医療活動を行う病院」「一次避難所となる学校」	耐震改修工事費×23%×3分の2（上限2,000万円）
緊急輸送道路沿道の建築物…緊急輸送道路沿道にあり、建築物の高さが前面道路の中心から建築物までの距離を超えているもの	耐震改修工事費×3分の2（上限1億円）

耐震シェルター 耐震ベッド設置への補助

木造住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にお住まいの障害者または65歳以上の高齢者の方が対象です。
【補助金額】設置に掛かる費用の10分の9（上限…シェルターは45万円、ベッドは35万円。いずれも消費税等を除く）



パンフレット 地震に強い あなたの 住まい

建物の耐震化の必要性、耐震診断から耐震改修工事までの流れ、実際に工事を行った住宅の事例などをまとめました。区の耐震化支援事業も詳しくご紹介しています。地域整備課（本庁舎8階）・特別出張所で配布しています。

ブロック塀等の 除去への補助

地震の際に倒壊して歩行者などを傷付ける危険性がある、道路に沿って設けられた塀を除去する費用の一部を補助します。
【補助金額】長さ1mあたり、万年塀の除去は5,000円、ブロック塀・大谷石塀等の除去は1万円（いずれも上限20万円・消費税等を除く）

安全安心

地震に強い家にするためには？



建築なんでも相談（無料）

住宅等の耐震化や建て替え・リフォーム、アスベスト対策費助成などの建築に関する相談に、東京都建築士事務所協会新宿支部の建築士が応じます。原則として毎月第2水曜日、地域センター等で実施しています。当日直接、会場へおいでください。
【日時・会場】いずれの会場も午後1時30分～4時
▶6月8日(水)…戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
▶7月13日(水)…四谷区民センター(内藤町87)
▶8月17日(水)…柏木地域センター(北新宿2-3-7)
【問合せ】建築指導課建築企画係(本庁舎8階) ☎(5273)3732へ。
※日程・会場は「広報しんじゅく」毎月15日号7面の「各種相談」でもご案内しています。